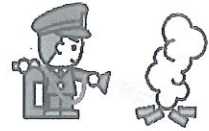


火気器具を使う場合に必要なこと



平成 25 年 8 月京都府福知山市の花火大会で発生した火災を受けて、火災予防条例が改正され、不特定の来場者が集まる催しで、火気器具等を使用する場合には、届出および消火器の設置等が義務付けられました。

次の点を確認してください。 **チェック!**

□消火器は設置したか。

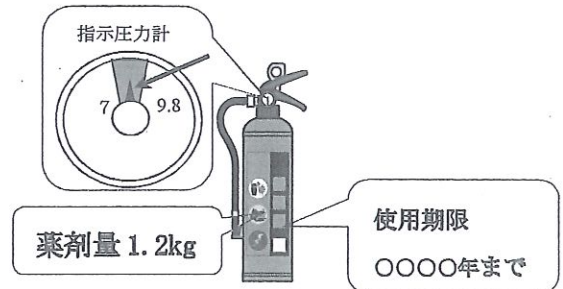
□消火器に『業務用消火器』と記載があるか。

□大きさは 4 型（薬剂量 1.2kg）以上であるか。

※スプレー式、住宅用消火器は認められません。

□使用期限は切れていないか。

□圧力ゲージ（蓄圧式）の圧力は規定内（ $7\sim 9.8\times 10^{-1}\text{MPa}$ ）か（緑色内に針が入っているか）。



※原則、一つの火気器具に対し 1 本設置。ただし、特に認められた場合は、複数に 1 本の消火器で兼用できます（消防署に相談し認められた場合のみ）。

□火気器具の取り扱い適切か。

□器具上方 100 cm 以内、周囲（使用する器具により距離は異なる）にポップ等可燃物はないか。

注 1) 周囲の離隔が確保出来ない場合は金属以外の不燃材で囲う。

注 2) 火気器具の下方敷板及び周囲の防風板などには不燃材（断熱ボード）を使用して下さい。
（アルミ・ステンレス等の金属は認めません）

（プロパンガス・ガソリンを使用する場合）

□ガスホースの長さは適当か、ひび割れ等の劣化はないか。

□ガスホース留め金具は接続部に設置されているか。

□LPG（プロパンガス）ボンベは転倒防止措置されているか。

□燃料（ガソリン等）の保管状況は適切か。

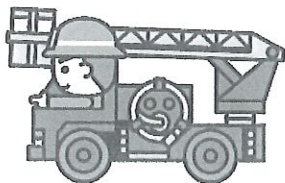
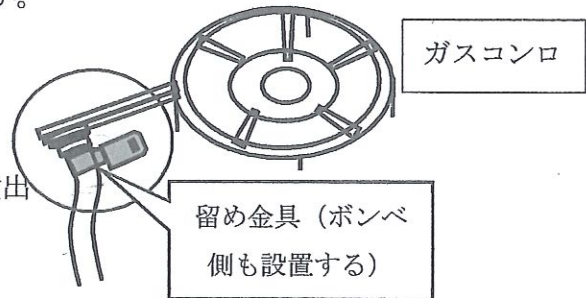
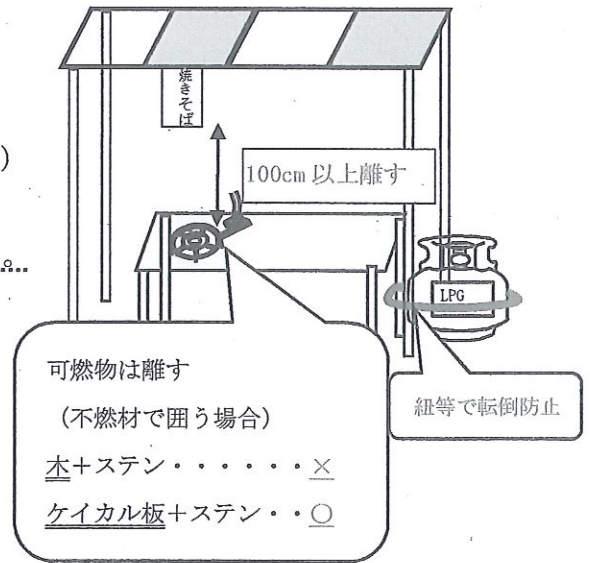
□容器は消防法に適合しているか。

□周囲に火気等はないか。

□携行缶から給油する場合、携行缶に貼付された燃料の噴出事故防止の表示を確認したか。

※発電機、ストーブ等稼働中に給油、注油を行わないこと。

その他、問い合わせは下記へ連絡ください。



鎌倉消防署予防担当
TEL 0467-25-7526